

令和7年12月17日

大阪府議会議長 金城克典様

提出者

大阪府議会議員 角谷庄一 藤村昌隆
しかた 松男

賛成者

大阪府議会議員 橋本ゆうと 中川誠太
浦本ともえ 牛尾治朗
大野ちかこ 山本真吾
前田洋輔 中野剛
中井もとき

第1号意見書案

新型コロナワクチンに係る予防接種健康被害救済制度と診療録保存義務の整合性確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症への対応として、国の主導のもと全国でワクチン接種が実施されてきた。他方で、その接種後に長期間の体調不良や生活機能の著しい低下を訴える事例が全国で報告されており、これらに対応するため、予防接種健康被害救済制度が設けられている。

しかしながら、同制度の運用においては、申請から認定・給付に至る過程で様々な困難が生じており、必要な診療情報の不足等により因果関係の評価が困難となる事例が存在するなど、制度の趣旨である「迅速かつ公平な救済」が十分に果たされていない状況が明らかとなっている。特に、新型コロナワクチン接種は、特例臨時接種・任意接種・B類定期接種と年度ごとに制度が変更され、令和2～5年度の特例臨時接種については請求期限が事実上無期限とされていた時期が存在する。他方で、申請に不可欠な診療録（カルテ）の保存義務期間は医師法上5年とされており、保存期間の経過後に廃棄される可能性もあると考えられる。

そのため、申請が「無期限」であっても、診療情報が残っていないければ因果関係を示す資料が不足し、申請そのものが困難となる、あるいは資料不足を理由に否認される事態が生じる恐れもある。これは救済制度の趣旨と矛盾しており、将来の公衆衛生上の知見蓄積という観点からも大きな損失である。

よって、国におかれては、予防接種健康被害救済制度が確実に機能するよう、早急に予防接種健康被害救済制度の請求期限と、診療録、死亡診断書等（以下「記録」という。）の保存義務期間との整合性を確保するため、令和2～5年度の特例臨時接種時の新型コロナワクチン接種の記録について、特例的措置として保存期間を延長し、現に保有する資料の廃棄を防止する措置を講じるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

各あて

大阪府議会議長
金城 克典